

- (1) 演説会場へは、入口にガンを掲げること。
- (2) 聴衆中に味方を混入すること。
- (3) 出演せざる有名な年士を警告せぬこと。
- (4) 年士の切北さるな時は中絶して休説しても決して差支ない。
- (5) 候補者の出ない演説会では、候補者の名前を讀むこと。
- (6) 演説の内容に拘わらず。
- (7) 年士隊は去らねられた方針に基き、予め各年士の演説の題目、担て定めて、統一せられた全体として完全な成功を期する。
- (8) 演説会後には批判会を持ち、無遠慮な批判を交換すること。
- (9) 年士は天々労働者農夫、小賣商人、借家人、俸給生活者の立場から曝露と要求を叫ぶこと。
- (10) 他年士と全うすること、これはぬこと。
- (11) 曝露や要求を兵体的な事実から出発させること (自分の闘争経験の語等は味によい)。
- (12) 聴衆の憤を見ることが、農夫のみが会場で (労働者の要求を如何に解するに足るかを説くのはよいが) 労働者に訴へ、労働者をアジするのと同じ態度をしては駄目だ。
- (13) 聴衆と対立せぬこと、即ち聴衆に放へるが如き口吻を用いず聴衆に代つて、要求を叫ぶ態度をとること (例へば論者は偽り北

このころから小柄の... (子) 社会主義を義理の幹部と大衆とを別して取扱ふこと (社民の幹部は... (イ) 重要な事と中止された後、年士が之を補ふこと。 (ロ) 候補者は主として、意氣込を示すこと。 (ハ) 候補者は主として、意氣込を示すこと。 (ニ) 選挙は... (ホ) 投票は... (ヘ) 新... (コ) 候補者の別等経歴を述べて、稱揚する分極者を説けること。

第四節 全見選からの方針

一、われ等の選挙戦は、選挙を戦ふ所と然らざる所とを同じ一カ統のちる全国的大運動を要する。即ちわれ等は、選挙を戦ふ地方と否とに拘らず、一丸となつての全国的効果と争ける事と目標としなければならない。それらが爲めには、選挙を戦つても大した階級的効果と争け得ない。選挙は立候補を争ふことよりも、有能なる人材の養成に努力せしめ、又他地方の應援に力を注がしめるが如き方針が取りぬかれなければならない。

二、選挙を戦ふことによつて、財政的にその他寂寥して後の運動を阻害せられる虞ある地方若しくは人物は立候補せしむべきではない。